

平成22年

7月 教育ローン『キャンパス』の金利引下げ

7月20日より、教育ローン『キャンパス』をよりお客様にご利用いただけるよう改定しました。

【改定部分】

- ①ご契約いただいた方全員に基準金利を0.8%引下げ
- ②「住宅ローンをお借入の方(他行でも可)」 「当行で給与振込をご利用の方」にそれぞれ適用金利から0.2%引下げ

9月 「インターンシップ」の実施

CSRの一環として、地域への「金融教育」に積極的に取組むべく、9月1日～8日の6日間、大学生25名を対象に「インターンシップ(就業体験)」を実施しました。

インターンシップの実施は、今回で4回目となりませんが、今年度より、より多くの方に参加していただくため、従来の静岡県に加え、神奈川県でも実施しました。



10月 しずちゅう「下田スマイル商品券プレゼント定期預金」の取扱い開始

*詳しくはP21をご覧ください。

「地域力創生ファンド」の創設

*詳しくはP26をご覧ください。

11月 浜松支店 店舗新築工事に伴う仮店舗への移転

11月15日に店舗新築工事に伴い、仮店舗へ移転しました。新店舗は平成23年秋頃完成予定で、新店舗完成後は、元の場所に戻りオープンします。

個人年金保険を2商品追加

11月1日より、個人年金保険に新たに2商品を追加し、お客様の資産運用ニーズに幅広く対応できるラインナップとなりました。

【今回追加した商品】

- ・ATHENA(アテナ)(三井住友海上メットライフ生命保険(株))
- ・アフラックの個人年金(アメリカンファミリー生命保険会社)

しずちゅう「さんさん熱海定期預金」の取扱い開始

*詳しくはP21をご覧ください。

しずちゅう「御殿場ふじさんさん定期預金」の取扱い開始

*詳しくはP21をご覧ください。

12月 湘南モールフィル出張所 オープン

平日時間外、土日とも相談業務を実施するCSショップ(インスタブランチ)2号店として、神奈川県藤沢市のショッピングセンター「湘南モールフィル」内に、「湘南モールフィル出張所」を12月4日にオープン。神奈川県内では初出店となりました。

中小企業金融円滑化のための「休日融資相談窓口」の設置

資金需要が高まる年末に向け、12月11日、19日に「休日融資相談窓口」を4店舗に設置し、中小企業や個人事業主のお客様からの融資に関するご相談にお応えしました。

平成23年

1月 目が不自由なお客様に対する窓口対応の充実

目が不自由なお客様に対する利便性向上のため、1月11日より「代筆・代読の取扱い」および「窓口における振込手数料の引き下げ」を実施。

しずちゅう『お孫さん支援サービス』の取扱い開始

お孫さんへの支援をお考えの祖父母の方をお手伝いするため、お孫さん名義の預金口座へのお振込みに際し、振込手数料を年間12回まで無料とするサービスを1月24日より開始。

「相続マイスター制度」の導入

お客様の相談ニーズが高い相続や高齢のお客様とのお取引に強い人材の育成を図るため、当行独自の行内資格として「相続マイスター制度」を導入しました。

2月 「審査役制度」の導入等による融資管理態勢の強化

お取引先からの資金ニーズへの迅速な対応や、経営相談・経営改善支援等の取組の充実とリスク管理態勢の強化を図るため、平成23年2月より、「審査役制度」を導入しました。

また、住宅ローン等個人ローン審査体制の強化を図るため、新たに「個人ローン審査部長」を配置しました。

3月 中小企業金融円滑化のための「休日融資相談窓口」の配置

資金需要が高まる年度末に向け、3月12日に、「休日融資相談窓口」を4店舗に設置し、中小企業や個人事業主のお客様からの融資に関するご相談にお応えしました。

4月 しずちゅう「焼津みなと定期預金」の取扱い開始

*詳しくはP21をご覧ください。

災害対策特別融資の取扱い開始

今般の東日本大震災で直接的または間接的に被害に遭われたお客様を支援するため、「災害対策特別融資」を平成23年4月～9月の期間限定で取扱いしました。

しずちゅう「伊豆とくとく定期預金」の取扱い開始

*詳しくはP21をご覧ください。

5月 富士山フォトコンテストの実施

“ふじのくに”静岡の魅力を県内外に紹介し、地域を活性化することを目的として、当行のカレンダーに使用する富士山の写真を募集するフォトコンテストを、静岡新聞社・静岡放送協力のもと実施しました。

「しずちゅうCS定期預金」の取扱い開始

5月23日より、個人のお客様を対象とした、預入期間に応じた特別金利の「しずちゅうCS定期預金」を期間限定で取扱いしました。



障がい者等のお客様に対する窓口対応の充実

目や手が不自由なお客様への更なる利便性向上を図るため、6月1日より、1月に制定した目が不自由なお客様への「代筆・代読のお取扱い」および「窓口における振込手数料の引き下げ」の対象を、手が不自由なお客様へも拡大。